

P R E M I U M

第11回 ひだかしんきん プレミアム預金

日高信用金庫 札幌支店より、日頃のご愛顧に感謝して、
第11回「プレミアム預金」特別金利定期預金キャンペーンを実施いたします。
ぜひ、この機会にご利用下さい。

●キャンペーン期間●

令和2年8月3日(月) ~ 令和3年3月31日(水)
自動継続定期預金

3年もの
特別金利

0.18%

(税引き後0.143%)

5年もの
特別金利

0.28%

(税引き後0.223%)

継続後は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率となります。

- お預入対象者 個人のお客様。
- お預入期間 3年または5年となります。
- お預入種類 スーパー定期預金または大口定期預金。(自動継続扱い)
- お預入金額 30万円以上のお預入れとします。
- お預入条件 お預入れは、原則として、新規受入預金を対象とさせていただきます。
※新規受入預金には、定期積金、要求性預金(普通預金等)からの預入を含みます。
- お取扱総額 100億円とします。
※お取扱期間中にかかわらず、募集総額に達した日をもって、取扱を終了いたします。
- 期限前解約 期限前解約の場合には、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- その他
 - ・お利息には20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金がかかります。
 - ・マル優制度もご利用いただけます。
 - ・預金保険制度の対象商品です。
 - ・店頭にて「商品説明書」をご用意しております。

お申し込み、お問い合わせは札幌支店窓口へ
ご希望の場合は、営業担当が訪問させていただきます。



まごころ ふれ愛

日高信用金庫 札幌支店

札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル4階 TEL(011)200-7070

URL <http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



「第11回ひだかしんきんプレミアム預金」商品説明書

令和2年8月3日現在

項 目	内 容
商品名称	第11回ひだかしんきんプレミアム預金
お取り扱い期間	令和2年8月3日（月）～令和3年3月31日（水）
ご利用店舗	札幌支店のみの取り扱いとなります。
ご利用頂ける方	個人のお客様のみの取り扱いとなります。
ご預金の種類	・お預入れ期間が3年または5年ものの自動継続定期預金となります。なお、お預入れ金額に応じて、次の定期預金を作成します。 ① 1,000万円未満 …… スーパー定期預金 ② 1,000万円以上 …… 大口定期預金 ・継続後の利率は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率とします。
利 率	お預入れ期間ごとに次のとおりとなります。 お預入れ期間 3年 …… 特別金利 0.180% 5年 …… 特別金利 0.280%
募集総額	・100億円となります。 ・なお、お取り扱い期間中であっても募集総額に達した場合は、販売終了となります。
お預入れ金額	・30万円以上となります。 ・お客様毎のお預入れ限度額はありません。
お利息	ご預金の種類に応じて次のとおりとなります。 【スーパー定期の場合】 ・6カ月複利で計算し、満期日以降に一括してお支払します。（継続しない場合） ・お利息を、継続日に元金に組入れる方法、又は、指定口座へ振替える方法が選択できます。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算を行ないます。 ・お利息計算方法は、上述の複利型のほか、1年毎の中間利払日に中間払利息を受取る方法を選択することができます。 【大口定期預金の場合】 ・1年毎の中間利払日に、中間払利息をお支払いします。（詳細は、「ひだかしんきん定期預金規定」をご参照ください。） ・中間払利息を受取るために、普通預金等の受入口座が必要となります。 ・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割り計算を行ないます。
税 金	・20.315%の源泉分離課税（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） ・マル優制度をご利用になれるお客様は、非課税とすることができます。
期限前解約時のお取り扱い	【スーパー定期預金の場合】 ・満期日前に解約する場合には、お預け入れ期間に応じて、下記の期限前解約利率により利息計算します。なお、下記の解約利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合には、その普通預金利率が下限となります。 《お預入れ期間3年の場合》 A. 1年末満 …… 解約日における普通預金の利率 B. 1年以上1年6カ月未満 …… 約定利率×20% C. 1年6カ月以上2年末満 …… 約定利率×30% D. 2年以上2年6カ月未満 …… 約定利率×40% E. 2年6カ月以上3年末満 …… 約定利率×60% 《お預入れ期間5年の場合》 A. 1年末満 …… 解約日における普通預金の利率 B. 1年以上1年6カ月未満 …… 約定利率×20% C. 1年6カ月以上2年末満 …… 約定利率×30% D. 2年以上2年6カ月未満 …… 約定利率×40% E. 2年6カ月以上3年末満 …… 約定利率×50%

	F. 3年以上4年未満 …………… 約定利率×60% G. 4年以上5年未満 …………… 約定利率×80% ※上記計算により算出した利率は、小数点第3位以下を切り捨てます。 【大口定期預金の場合】 - 満期日前に解約する場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（預入日数）と次の利率により利息計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額の合計額と期限前解約利息との差額を清算します。 ①預入日の1カ月後の応答日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率となります。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 ②預入日の1カ月後の応答日以後に解約する場合には、次のA、Bの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率となります。 A. 約定利率－約定利率×30% B. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
苦情処置措置・ 紛争解決措置	- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 - 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730) 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。どうか東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	- この定期預金は証書式または通帳式によりお預入れできます。ただし、総合口座の担保定期とすることはできません。 - 当金庫の金利情報は、店頭備付の金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。どうか、店頭にお問い合わせください。 - 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 - この預金は、預金保険制度の対象商品です。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 - その他の詳細は、当金庫札幌支店窓口へお気軽にお問い合わせください。